

伊勢原市青少年善行表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年に自信と好ましい社会性を身につけさせるとともに豊かな人間性の涵養^{かん}を図り、青少年健全育成に資するよう、他の模範とするにふさわしい行いをした青少年及び団体に対する表彰(以下「善行表彰」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(善行表彰の対象)

第2条 善行表彰は、市内に居住するおおむね20歳以下の青少年又はこれらの者を主たる構成員とする団体に対して行う。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項に規定するもの以外のものに対して善行表彰を行うことができる。

(善行表彰の区分及び基準)

第3条 善行表彰の区分及び基準は、別表第1に定めるところによる。

(表彰の方法)

第4条 善行表彰の方法は、次のとおりとする。

(1) 個人又は数人の協力による善行は当該各個人を表彰し、団体の善行は当該団体を表彰する。

(2) 善行表彰に当たっては、表彰状及び記念品を贈呈する。ただし、団体に対する表彰の場合は、記念品は1つとする。

(善行表彰式の時期)

第5条 善行表彰式は、毎年市制施行記念日に行う。ただし、特別な事情がある時はこの限りでない。

(候補者の推薦)

第6条 善行表彰の候補者を推薦しようとする者は、市長に伊勢原市青少年善行表彰推薦書(第1号様式)を提出するものとする。

(選考委員会)

第7条 市長は、前条の規定により推薦されたものを選考審査するため、善行表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、別表第2に定める委員をもって組織する。

3 選考委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、選考委員会を代表し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(表彰の決定)

第8条 市長は、選考委員会の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、青少年健全育成主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	基 準
公共生活等への貢献	<p>(1) 困っている人を助ける行為、公共の利益となる行為、地域・学校・職場などのために尽くした行為</p> <p>(2) 家庭又は親族間における徳行、個人的に勤労・儉約などに努める行為で特に顕著なもの</p> <p>(3) 隣人・友人など特定の人に対する援助・徳行など貢献したとき</p>
環 境 美 化	<p>地域・通学路の清掃美化・その他環境美化など環境衛生に尽くした行為</p>
青 少 年 指 導	<p>年少者の教育・指導・非行少年の善導に尽くした行為</p>
社 会 福 祉	<p>社会福祉施設又は不遇の人たちへの慰問激励・各種奉仕・金品の寄付、その他社会福祉に尽くし、貢献したとき</p>
事 故 の 防 止 等	<p>(1) 交通事故・水難事故・その他事故防止に継続的に尽くした行為</p> <p>(2) 犯人逮捕への協力などで特に顕著なもの</p> <p>(3) 火災の発見通報・消火で特に顕著なもの</p> <p>(4) 人命の救助救急看護などで特に顕著なもの</p>
そ の 他	<p>その他特に顕著な善行があったとき</p>

別表第2（第7条関係）

伊勢原市青少年善行表彰選考委員会

委 員
伊勢原市小学校校長会代表
伊勢原市中学校校長会代表
伊勢原市青少年相談室補導員連絡協議会代表
伊勢原市青少年指導員連絡協議会代表
伊勢原市子ども会育成会連絡協議会代表
伊勢原市民生委員児童委員協議会代表
伊勢原市教育委員会学校教育担当部長
伊勢原市子ども部長

第1号様式(第6条関係)(表)

伊勢原市青少年善行表彰推薦書

善行青少年の 氏名 又は団体名	ふりがな
生年月日 又は 発足年月日	年 月 日
住所 又は 事務所の所在地	[電話] ()
所属 (学校・学年) (勤務先)	
善行の内容	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
上記のとおり推薦いたします。 年 月 日 伊勢原市長 殿 推薦者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____	

善行対象者が複数の場合は、裏面の個人調書に記入して下さい。

